

厚木市障がい者福祉計画（第7期）（案）に対する
パブリックコメント手続実施要領

1 目的

厚木市障がい者福祉計画（第7期）（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市障がい者福祉計画（第7期）（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（11月15日号）への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載（11月15日から）

4 計画等の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で11月27日から12月27日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 厚木市役所第二庁舎 1階福祉総務課
- (2) 厚木市役所第二庁舎 1階障がい福祉課
- (3) 厚木市役所本庁舎 2階介護福祉課
- (4) 市役所本庁舎 3階市政情報コーナー
- (5) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (6) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (7) 中央図書館
- (8) あつぎ市民交流プラザ
- (9) 保健福祉センター
- (10) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和5年11月27日（月）から12月27日（水）まで
郵送の場合は、末日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 厚木市役所第二庁舎 1 階障がい福祉課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎 1 階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市中町 3 -17-17 厚木市障がい福祉課宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-224-0229（厚木市障がい福祉課）

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 2100@city.atsugi.kanagawa.jp

電子メールの件名「厚木市障がい者福祉計画（第 7 期）（案）のパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市障がい者福祉計画（第 7 期）（案）の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 計画等の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見は、個人情報を除き公開する場合があります。